

○ 認可定員等

- (1) 認可定員 170人
- (2) 利用定員
1号認定子ども 60人

○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
※ 保育料等未納が2ヶ月以上に及んだ場合、退園の措置

○ 緊急時における対応方法及び非常災害対策

- (1) 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行います。
- (2) 本園は、学校保健安全法及び条例第32条に従って、市区町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図ります。

○ 保険に関する事項

園児に対する教育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、本園の加入している保険の補償の範囲内で対応します。

保険の種類	(独) 日本スポーツ振興センター
保険の内容	園内で起きた事故全般
補償金額	主な補償内容 死亡見舞金/2,800万円 (上限) 障害見舞金/1,200万円 (上限)

○ 秘密保持等

本園の園長及び職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らしません。また、本園は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らすことがないように、必要な措置を講じます。

○ 虐待の防止

虐待の防止の為、必要な体制を整備し職員に対する研修等を実施します。
登園の職員又は、保護者等による虐待が疑われる場合は遅滞なく児童相談所等の機関

に通告します。この際、園児の安全を最優先し職員又は保護者等の了承を得ずに通告する場合があります。

○ その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、入園のしおりにおいて提示するものとします。